

中国企業への技術ライセンス

GBL 研究所理事, UniLaw 企業法務研究所代表 浅井 敏雄⁽¹⁾

要 約

昨年、中国の「技術輸出入管理条例」が改正され、従来、中国企業に対する技術ライセンスのライセンサーになることが多かった外国企業にとり不利な条項の一部が削除された。しかしながら、現在でもなおライセンサー側に不利な規定は存在する。本稿では、条例の改正内容の解説、中国企業への技術ライセンス契約の基本的な前提事項（条例改正後も残る不利な規定を含む）の解説、および、可能な限りライセンサー側に有利な技術ライセンス条項の検討を行った。

目次

- I. はじめに
- II. 条例改正の内容
- III. 技術ライセンス契約に関する基本的な前提事項
 - 1. 技術ライセンスに適用される法令等
 - 2. 技術輸入規制および契約の登録
 - 3. 契約書の言語
 - 4. 準拠法と契約のドラフティング方針
 - 5. 紛争解決
 - 6. 条例改正後のライセンス契約に関する制約
 - 7. 外国の規制法・強行法規
 - 8. ライセンス地域ごとの契約書作成
- IV. 技術ライセンス契約の条項例
 - 1. 定義
 - 2. ライセンスおよび禁止事項
 - 3. ライセンシーによる改良発明の取扱い
 - 4. 権利保証
 - 5. 技術保証
 - 6. 仲裁
- V. 最後に

II. 条例改正の内容

条例は、中国国外から中国国内または中国国内から中国国外への技術の輸出入に適用される (1) (数字は条文番号。以下同じ)。この「技術の輸出入」には、特許権または特許出願権の譲渡、特許実施許諾、ノウハウの譲渡、技術サービスその他の技術移転が含まれる (2)。

なお、本稿において、当該技術を「ライセンス技術」、ライセンス技術に係る特許権等を「知的財産権」、技術移転を「技術ライセンス」または「ライセンス」、移転元を「ライセンサー」、移転先を「ライセンシー」、技術移転契約を「ライセンス契約」、移転技術によりライセンシーが製造・提供等する製品またはサービスを「ライセンス製品」という。

改正前の条例（以下「旧条例」という）には、一般的にライセンサーになることが多い日本を含む外国の企業にとり不利な強行規定があったが今回の改正で一部削除された。以下は削除された規定の要旨である。

- (a) 旧条例 24 条 3 項（第三者の権利の侵害に対する責任）：ライセンシーがライセンス契約に従いライセンス技術を使用し第三者の権利を侵害した場合、ライセンサーが責任を負う。
- (b) 旧条例 27 条（改良技術の帰属）：ライセンス契約の有効期間中に開発された改良技術は改良を行った当事者に帰属する。
- (c) 旧条例 29 条（一定の制限条項の禁止）：ライセンサーはライセンシーに以下の条件・義務を課してはならない。

I. はじめに⁽²⁾

2019 年 3 月、中国の改正「技術輸出入管理条例」⁽³⁾（以下「条例」という）が施行され、従来ライセンサーになることが多かった外国企業にとり不利な規定の一部が削除された。この結果、削除された規定の対象事項については、中国企業同士の技術ライセンスと同様、中国の契約法⁽⁴⁾等が適用されることになった。

本稿では、この条例改正を踏まえ、日本企業から中国企業に対する日米欧中における特許等の知的財産権のライセンス契約について解説・検討する。

- ①ライセンスに不可欠ではない条件（例：不要な技術・原材料・製品・設備・サービスの購入強制）
- ②専利権（発明専利権・実用新型専利権・外観設計専利権）の存続期間満了後または無効宣告後のライセンス料支払等
- ③ライセンス技術改良またはその改良技術使用の禁止
- ④ライセンス技術に類似または競合する技術の取得制限
- ⑤原材料・部品・製品・設備の調達ルートまたは供給元の不合理な制限
- ⑥ライセンス製品の生産数量、種類または販売価格の不合理な制限
- ⑦ライセンス製品の輸出ルートの不合理な制限

例えば、旧条例 24 条 3 項については、契約法 353 条にも同様の規定があるが但書きで当事者がライセンサーの責任を免除する別段の合意を行うことが許されている。そこで、外国企業の中には、旧条例 24 条 3 項の適用を回避し契約法 353 条の下で別段の合意をするため、一旦、自社の中国子会社に技術をライセンスし、中国企業にはこの子会社からサブライセンスしようとするものもあった⁽⁵⁾。しかし、この方法を含め条例上の制約を回避するための様々な工夫・規定が有効か否かについては参考となる判例等は見当たらないと言われている⁽⁶⁾。そのため中国企業へのライセンスを断念した外国企業もしばしばあったと言われる。

このような状況に対し、米国は、中国も加盟している WTO に対し 2018 年に WTO ルール（TRIPS 協定の内国民待遇原則）違反として提訴し、EU もこれに追従した。これに対し、中国政府は、政治的配慮から、2019 年 3 月、条例改正を行ったものである。

なお、旧条例 27 条および第 29 条は削除されたが、契約法等による制限があるので、改良技術の取扱い、ライセンシーに課す条件・義務を何ら制限なく規定できるようになったわけではない（III-6 参照）。

Ⅲ. 技術ライセンス契約に関する基本的前提事項

1. 技術ライセンスに適用される法令等

中国企業と外国企業との間の技術ライセンスに適用される中国の法令・解釈基準には以下のものがある。

- (a) 「契約法」(1999 年)：契約の成立・発効・解除・契約違反に関する責任等の一般的規定（総則）の他、第 18 章（技術契約）の規定が適用される。

- (b) 「最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈」(2005 年)⁽⁷⁾（以下「司法解釈」という）：契約法 18 章の技術契約に関し、最高人民法院（日本の最高裁判所に相当）が示した裁判を行う上での解釈基準である。
- (c) 「技術輸出入管理条例」(2002 年)（「条例」）：前記「技術の輸出入」に適用。契約法と異なる規定または契約法にない規定については契約法に優先して適用される（契約法 355）。
- (d) 「技術輸出入契約登録管理規則」(2009 年)（以下「登録規則」という）：条例第 18 条に定めるライセンス契約の登録（後述）に関する規則。
- (e) 「独占禁止法」(2008 年)⁽⁸⁾：同法は、事業者が知的財産権に関する法令に基づき知的財産権を行使する行為については適用されないが、知的財産権を濫用し競争を排除または制限する行為については適用される（55）。
- (f) 「工商行政管理機関の知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」(2015 年)⁽⁹⁾（以下「濫用規定」という）：独占禁止法の規定を具体化する管轄当局の規定
- (g) 「サービス貿易外貨管理手引実施細則」(2013 年)：ライセンス料の外国送金に関する外貨関係の規定

2. 技術輸入規制および契約の登録⁽¹⁰⁾

条例上、技術は次の三種類に分類される。

- (a) 輸入が禁止される技術（9, 32）（「禁止技術」）
- (b) 許可がなければ輸入できない技術（10, 33）（「制限技術」）
- (c) それ以外の技術（17, 39）（「自由技術」）

中国政府は禁止技術および制限技術の目録を制定しており、自由技術はこの目録に記載されていない技術である。多くの技術はこの自由技術に当たり、本稿では、主に自由技術について解説・検討する。

自由技術を中国に輸入する場合、輸入者（ライセンシー）はライセンス契約発効日から所定期間内（登録規則 6, 7）に管轄当局にライセンス契約書の副本を添付して登録をしなければならない（18）。なお、専利権のライセンスについては契約発効日から 3 ヶ月以内にいずれかの当事者が知識産権局に契約の届出もしなければならない（専利法実施細則 14（2））。

3. 契約書の言語⁽¹¹⁾

中国法上、ライセンス契約は書面によらなければならない(契約法 342 (2))が、ライセンス契約書を中国語で作成しなければならないという規定はない。従って、その正文を日本語で作成することも可能である。しかし、この場合、前記登録・契約届出の際に中文訳も提出しなければならない。このようなこともあり、実務上、中文版と外国語版の双方が正文とされる場合も多い(なお、この場合、中文優先としておかないと登録が受け付けられない場合があるとも言われている)。

従って、正文の言語または優先言語が何語かを問わず、可能な限り中文版と外国語版の間に齟齬が生じないようにするための工夫が必要であろう(例：文章構成を単純にする、箇条書きを適切に使用する、多義的な用語を避ける、適切な定義を置く)。

4. 準拠法と契約のドラフティング方針⁽¹²⁾

国際契約では、準拠法、すなわち、当該契約の解釈・成立・有効性・効力等をどの国(または地域。以下同じ)の法に従い判断するかが問題となる。準拠法は、中国を含め(契約法 126)、一般的に当事者の合意により、いずれかの当事者の国または第三国の法を選択することができる(但しその選択の効果は関係国の強行規定、知的財産権の排他的効力等には及ばない)。従って、国際契約には通常準拠法の合意条項が置かれる。

日本側当事者としては日本法または最低限第三国(例：シンガポール)法を希望するであろうが、準拠法をどの国の法とすべきかについての一般的かつ客観的な決め手はない。従って、契約交渉の結果、準拠法が中国法になることもある。この場合、日本側当事者としての問題点は、日本法に比較し、将来契約の解釈等が中国法に基づきどのようになされるかの予見が困難なことである。

しかし、仮に準拠法が中国法になったとしても、契約で取り決めた内容は、強行規定等に反する場合(無効とされる：契約法 52 五)を除き、そのまま法的効力を認められる(契約自由の原則)(契約法 4, 324 (1))。従って、契約のドラフティング上の方針としては、その契約に取引(ここでは技術ライセンス)の内容・条件を十分網羅的かつ詳細に規定することが考えられる。これは、準拠法が日本法または第三国法となった場合であっても、契約内容が不十分なため中国

側当事者が異なる解釈をすることその他疑義・紛争を防止するためにも必要である。この場合、米国流の網羅的かつ詳細な契約が参考となる。

5. 紛争解決

契約当事者間で紛争が生じた場合にどのように解決するかが紛争解決の問題である。同じ国の企業同士の契約であれば、その国での裁判による解決を前提として専属管轄裁判所を契約上合意するのが一般的である。しかし、日中当事者間の紛争の場合は裁判による紛争解決は適切ではない。何故なら、例え、日本企業であるライセンサーが日本の裁判所で勝訴しても、その判決内容を中国企業であるライセンシーの財産がある中国で執行しようとしても中国の裁判所がこれを認める保障はない(その逆も同様)。

しかし、仲裁に関するニューヨーク条約⁽¹³⁾の加盟国間では、仲裁人が下した仲裁判断は、加盟国において、原則としてそのままの内容で法的拘束力が承認されかつ執行判決を得て執行することができる(3)。日中とも同条約の加盟国であるから、一般的には仲裁による紛争解決条項を定める。

仲裁地・仲裁機関については、(i) 一方の当事者の国、(ii) 仲裁を申立てる当事者の相手方の国(被告地主義)、(iii) 第三国、それぞれの国内・その国の仲裁機関とすること等、様々な考え方がある。

これに関し、日本企業から中国企業に対する技術ライセンスでは、次の6で解説する通り、条約改正後もなおライセンサー側に不利な様々な制約があることも考慮すべきであろう。後記IVでは、かかる不利を可能な限り軽減する条項例を検討している。しかし、それでも、仲裁が中国の仲裁機関により行われる場合には、準拠法が日本法または第三国法であっても、中国の強行法規についてはそれによる制限が広く解釈される可能性が他国における仲裁より高いと思われる。そこで、後記IVの条項例ではシンガポールにおける仲裁の条項例を示した。

6. 条約改正後のライセンス契約に関する制約

前述の通り、日中間の契約であっても、基本的には契約で取り決めた通りの内容がそのまま執行可能であるが、強行規定(ここでは主に中国の強行規定)に反することはできない。準拠法を外国法としても同じである(中国涉外民事関係法律適用法 4)。条約改正に

より、ライセンサーが外国企業であることにより中国国内の企業同士のライセンスより不利な条件を課される状況は一部改善されたが、条例改正後もライセンサーにとり不利な以下の要旨の制約がある⁽¹⁴⁾(なお、下線部分はライセンス契約の条項に特に関係する)。

(a) 条例 24 条 1 項 (権利保証)

ライセンサーは、自らがライセンス技術の適法な保有者であることまたはそのライセンス権限を有することを保証しなければならない。

(b) 条例 24 条 2 項 (第三者権利の侵害に関する責任)

ライセンサーは、ライセンス技術をライセンス契約に従って使用したにもかかわらず第三者からその権利を侵害されたと主張された場合、その旨、直ちにライセンサーに通知しなければならない。ライセンサーは、当該通知受領後、ライセンサーに協力して障害を排除しなければならない。

(c) 条例 25 条 (技術保証)

ライセンサーはライセンス技術が完全で、誤りが無く、有効で、合意した技術目標を達成できることを保証しなければならない。

(d) 契約法 344 条 (存続期間満了・無効後のライセンス料支払義務の無効)

専利権ライセンス契約は当該専利権の存続期間中のみ有効とする。専利権の存続期間満了後または無効宣告後、他人とライセンス契約を締結してはならない[すなわちその後のライセンス料支払義務等は無効]。

(e) 契約法 354 条 (改良技術の取扱いに関する互惠原則)

当事者の「互惠の原則」に従い改良技術の成果の分配方法を合意することができる。[従って、ライセンサーによる改良技術の帰属先をライセンサーにすることは必ずしも必要ではない。しかし、改良技術の取扱いの合意は「互惠の原則」(その意味は明確ではないが)に従わなくてはならない。]

(f) 契約法 329 条・司法解釈 10 条 (違法独占・技術進歩妨害契約の無効)

契約法 329 条によれば、違法に技術を独占し、技術進歩を妨げる契約は無効とされ、司法解釈 10 条では、以下を含むいくつかの制限等がかかると独占・妨げに該当し無効とされる。

a) 当事者の一方(以下「ライセンサー」とする)がライセンス技術に基づき新たな研究開発を行うこともしくは改良技術を使用することを制限する場

合、または、両当事者間の改良技術の交換条件が平等でない場合。

これには、ライセンサーによる改良技術を、ライセンサーに、(i) 無償で提供させ、(ii) 互惠原則によらず譲渡させ、または、(iii) 当該改良技術の知的財産権を無償で独占もしくは共有させる場合が含まれる。

b) ライセンサーが、市場ニーズに基づき、合理的な方法によりライセンス技術を十分に実施することを妨げる場合。これには(中略)輸出先を明らかに不合理に制限する場合が含まれる。

c) ライセンサーがライセンス技術の知的財産権の有効性に対し異議申立てすることを禁止しまたは当該異議申立てに条件を付す場合。

上記制限等は、基本的に旧条例 29 条に列挙されていた制限等と同じであるから、同条削除によっても状況はあまり変わらない。但し、司法解釈は、あくまで、契約法 326 条の「技術の違法独占または技術進歩の妨げ」という契約無効要件の解釈である。従って、上記に該当すれば当然に違法無効とされるわけではなく市場競争確保等の観点から個別事情に応じ判断されることが期待される(但し実際の運用注視要)。

(g) 独占禁止法・濫用規定⁽¹⁵⁾

中国の独占禁止法上も、改良技術の独占的グラントバック、知的財産権の有効性に対する異議申立ての禁止等は、(i) ライセンサーが市場支配的地位にあり(例:市場支配率が一社で1/2, 二社で2/3, 三社で3/4以上)(18, 19)、かつ、(ii) それに合理性がない場合は禁止される(同法 17~、濫用規定)。

7. 外国の規制法・強行法規

本稿では、日本企業が中国企業に対し日米欧中における知的財産権のライセンスを行うことを想定している。日米欧におけるライセンスについてはこれらの国の規制法・強行法規が適用される。例えば、米国でのライセンスについては米国独占禁止法の適用がある。また、各国の独占禁止法その他競争法は、外国で行われた行為であっても自国の市場競争に悪影響を与える場合等においては当該行為に適用されることがある。

従って、ライセンス契約の作成に当たっては外国の規制法・強行法規にも留意しなければならない。

8. ライセンス地域ごとの契約書作成

前述の通り、条例改正後もライセンサーにとり不利

な強行規定がある。しかし、日米欧においてはこれらライセンサーに不利な規定を基本的に排除できる（上記7の通り独占禁止法等は別）。ライセンサーがライセンス技術について何ら責任を負わないとする規定は特に米国企業等の契約によくみられるところである。そこで、中国国内における知的財産権に係るライセンスについては上記6の制約に従ったライセンス契約を作成するが、中国国外（ここでは日米欧）における知的財産権に係るライセンスについては契約自由の原則がより徹底している国の法を準拠法とするライセンス契約を別に作成し、後者については中国法の制約を免れることは可能か。

私見では以下の理由から可能であると考えられる。

- (a) 例えば、中国企業が米国における事業のため、米国企業から米国特許に係るライセンスを受ける場合、このライセンス取引は米国内の取引であるから、米国の適用を受ける。
- (b) このライセンス取引は、中国国外から中国国内への技術輸入でも中国国内の取引でもない。従って、このライセンス取引に中国の条例・契約法が適用されるべき理由はない。中国の独占禁止法も当該ライセンスの条件が中国国内市場における競争を排除または制限する影響がある場合を除き適用されない（2）。
- (c) 上記の米国企業が日本の企業、米国特許が日欧の特許であっても上記と異ならない。

従って、中国国内の知的財産権に係るライセンス契約と中国国外の知的財産権に係るライセンス契約を別々に作成し、後者については中国法による制約なしにライセンサーにより有利な条件を規定することは可能と思われる。

しかし、このように中国国内外で別々に契約を作成する方法は、特に同一発明の各国特許権のライセンス等ではやや不自然・煩雑であるし、相手方の中国企業に拒否されることもあるであろう。従って、次のIVでは、中国と日米欧の全ての知的財産権についてのライセンス契約の条項例を検討する。

IV. 技術ライセンス契約の条項例

1. 定義

技術ライセンス契約は、ライセンサーが、ライセンサーに対し、ライセンサーの知的財産権に基づき、ライセンス製品をライセンス対象地域内において製造、

販売、提供等することを、通常、ライセンス料支払を条件として許諾するものである。従って、次のような定義が必要となる。

「許諾特許」とは、発明、実用新案（実用新型）、意匠（外観設計）その他の創作に関する権利であって本契約別紙Aで特定されるものを意味する。「許諾発明」とはこれら創作を意味する。

「許諾特許」には以下が含まれ得る。

- (a) 後記「許諾地域」内の各国における特許権、実用新案権、意匠権等の登録権利
- (b) 出願後登録前の権利（例：補償金請求権）
- (c) 上記登録権利に係る再許諾権付き権利（例：日本の専用実施権）

但し、ライセンサーの技術保証義務との関係で実体審査なく付与される権利（例：中国の実用新型および外観設計の専利権：専利法40）、登録前の権利等を除外することも考えられる（または技術保証の対象外とする：後記5の条項例参照。但しその有効性は未確認）。

別紙Aには、各国における権利が間違いなく特定されるよう、権利の種類（例：特許権・実用新案権・それらの実施権等の別）、出願・公開・登録の番号・日等を記載し、また、必要に応じ、契約の言語の他、当該国の原語での権利の表記も併記すべきである。

「許諾情報」とは、「許諾発明」以外の、本契約別紙Bで記述または特定される情報、データ、コンピュータソフトウェアおよびデータベースを意味する。

前記「許諾発明」以外の情報（ノウハウを含む）等をライセンスする場合に必要な定義である。これも、その内容・範囲が可能な限り正確・客観的に特定されるよう記載しなければならない（例：具体的ドキュメントの名称・日付・番号・交付日等で特定）。

「許諾技術」とは「許諾発明」および／または「許諾情報」を意味する。

「知的財産権」とは、特許その他の工業所有権、著作権、営業秘密に関する権利、商標権、その他各「許諾地域」におい

て認められる全ての知的財産権を意味する。

「許諾知的財産権」とは、(i)「許諾特許」および／または(ii)「許諾情報」についてライセンサーが有する「知的財産権」を意味する。

「許諾技術」の「実施」または「実施行為」とは、当該「許諾技術」に係る「知的財産権」に基づく許諾を受けて行わなければ当該「知的財産権」の侵害となる行為を意味する。

「実施行為」の定義として、日本の特許法の実施(2(3))、著作権法の複製等(17～28)、不正競争防止法的不正競争(2(1)四～)のように定義することも考えられるが、非常に長くなる。また、各国における全ての該当行為について具体的にかつ漏れなく列挙することは現実的ではない。そこで上記のような定義とした。

「ライセンス」とは本契約に基づく「許諾技術」の「実施」の許諾を意味する。

「改良技術」とは、「許諾技術」に対しなされた改変または追加であって、それについて「ライセンス」を受けることなく「実施行為」を行えば「許諾知的財産権」を侵害することとなるものを意味する。「改良」とは当該改変または追加を意味する。

「許諾技術」に対し、ライセンシー(またはライセンサー)により改良がなされた場合の取扱いについて規定する場合に必要な定義である。単に「改良」または「改良技術」と言っても如何なる範囲の改変・追加が含まれるかは不明であるから上記のように定義した。発明に関して言えば日本の特許法72条の利用発明がこの「改良技術」に該当する。

「許諾製品」とは、その仕様が本契約別紙Cに記載されている製品またはサービスを意味する。

「許諾製品」の定義は重要である。ライセンスの範囲を限定するとともにその販売額等がライセンス料計

算の基礎になることが多いからである。特許には方法の特許もあるから製品だけでなくサービスも含まれ得るものとした。

具体的に仕様が特定されている製品等を「許諾製品」とする場合は上記のように定義すれば良い。

しかし、「許諾特許」の権利範囲に属する全ての製品等を「許諾製品」とする場合には、次のような定義が考えられる。なお、「許諾製品」を製品名や製品番号のみで特定することは、それらが変更されただけでライセンス対象外となってしまうから適切ではない。

「許諾製品」とは、それについて「ライセンス」を受けることなく「許諾技術」を「実施」すれば「許諾知的財産権」を侵害することとなる製品またはサービスを意味する。

「許諾地域」とは、本契約別紙Dに定める国または地域を意味する。

中国については、中国本土と香港・マカオ・台湾は法制度が異なり経済的にも別の地域ととらえるべきである。従って、香港等が含まれるのか否かを明確にしなければならない。また、例えば、「欧州」は確定した定義がないこと、「欧州連合」は加盟国が変動し得ること等から、具体的な国名を記載すべきである。

2. ライセンスおよび禁止事項

本契約の条件に従い、ライセンサーは、ライセンシーに対し、「許諾知的財産権」に基づき、「許諾地域」において「許諾製品」を製造し、使用し、販売または提供を申し出、販売または提供し、および、輸入する非独占的権利を、ライセンシーによる「ライセンス料」支払いを条件として許諾する。

「許諾知的財産権」、「許諾地域」、「許諾製品」の意味は定義の通りである。ここでは、この他、ライセンシーに「実施行為」の内如何なる行為を認めるかを明確にしなければならない。上記例ではほとんどの行為を列挙したが、これらの内一部の行為のみ(例：自己使用のみ)に限定するのであれば、そのように規定しなければならない。

また、許諾される権利の種類、すなわち、独占、非独占等を明確にしなければならない。上記例では非独

占の権利（司法解釈 25 条の分類では「普通実施許諾」）としているが、以下に独占的ライセンスの条項例を示す。

1. (上記条項例中の「非独占的権利」を「独占的権利」に変更)
2. ライセンサーは、ライセンシーに対する「ライセンス」と同じ範囲で、「許諾技術」の「実施行為」を自ら行わずかつこれを第三者に許諾しないものとする。
3. ライセンサーは、本契約発効日前に第三者に前項の「実施行為」を許諾していないことを表明および保証する。

単に「独占的ライセンス」と言っても世界共通の認識があるわけではない。従って、その内容は契約上具体的に規定しなければならない。上記条項例では、ライセンサー自身も当該発明の実施ができないものとしている（司法解釈 25 条の分類では「独占実施許諾」）。これとは反対に、ライセンサー自身は当該特許発明を実施できるのであれば（同「排他的実施許諾」）、そのように明記すべきである。また、独占的ライセンスのライセンシーが第三者による侵害を単独で排除する権限を有するか否かも明記すべきである。

最後の表明・保証は、例えば、米国では、“exclusive license”は先行する“non-exclusive license”があっても可能である⁽¹⁶⁾から、上記条項例ではその不存在について保証させている。

なお、ある「許諾地域」については独占的ライセンスを、他の「許諾地域」については非独占的ライセンスを許諾することも可能である。

ライセンシーは、ライセンサーの書面による明示の事前同意なく以下の如何なる行為もしてはならない。ライセンサーは、以下の全ての行為に関し如何なる黙示の許諾も否認する。

- (a) 本契約に基づき許諾された権利を第三者に再許諾または譲渡すること。
- (b) 「許諾地域」外で「許諾製品」を製造すること。
- (c) 「許諾製品」の製造を第三者に委託すること。
- (d) 「許諾製品」が製造された各「許諾地域」（以下「製造地」という）外において「許諾製品」を販売または提供すること。
- (e) 「製造地」外にある者に直接的または間接的に「許諾製品」を販売、提供または輸出すること。

- (f) 第三者が「許諾製品」を「製造地」外にある者に販売または提供する意図があることを知りまたは知るべき合理的理由があるにもかかわらず、当該第三者に「許諾製品」を直接的または間接的に販売または提供すること
- (g) その他、「許諾技術」について本契約において明示的に許諾されている以外の「実施行為」を行うこと。

上記条項例は、本契約上明示されている以外の「実施行為」の黙示の許諾（implied license）を否認しこれを禁止するためのものである。

上記とは異なる取扱いとする場合、例えば、ライセンシーの完全子会社に再許諾すること、製造のみ「許諾地域」外の低コスト国で行うこと、第三者に製造を委託すること等を予め認める場合はその内容・条件を契約上明記すべきである。

上記 (d)～(f) は、ある「許諾地域」（例：中国）で製造された「許諾製品」はその「許諾地域」（中国）でのみ販売等ができることとし、これに直接的または間接的（第三者経由の迂回輸出等）に反する行為を禁止するためのものである。

しかし、前述の通り、契約法 329 条および司法解釈から「輸出先を明らかに不合理に制限」する規定は無効とされる。このこととの関係上、(d)～(f) は有効か。

この点、旧条例 29 条でも、ライセンス製品の輸出ルート of 不合理な制限が禁止されていた。注で挙げた見解⁽¹⁷⁾も参考にすれば、契約法 329 条は「輸出先を明らかに不合理に制限」する規定を無効とするものであるから、少なくとも、上記条項例で輸出等が制限される国が以下のいずれかである場合は有効と思われる。

- ① 第三者に独占実施権・排他的実施権または独占的販売代理権を付与している国
- ② ライセンサー自身が当該製品の製造または恒常的販売を行っている国
- ③ 第三者が抵触権利を有する国

3. ライセンシーによる改良発明の取扱い

1. ライセンシーは、「改良技術」を開発する場合、事前にライセンサーにその旨および当該「改良」の具体的な内容および開発計画を通知するとともに、ライセンサーから追加の説明を求められた場合はこれに速やかに応じるものと

する。

2. 前項の場合、ライセンシーは、ライセンサーが書面で当該「改良技術」を共同で開発することを提案したときは、当該共同開発の内容および条件についてライセンサーと誠実に協議するものとする。
3. ライセンシーは、「改良技術」の開発をライセンサーとの共同で行わない場合、当該「改良技術」が完成したときは直ちにライセンサーにその旨および当該「改良技術」の具体的な内容を通知するとともに、ライセンサーから追加の説明を求められた場合はこれに速やかに応じるものとする。
4. 前項の場合、ライセンシーは、ライセンサーが当該「改良技術」に係る「知的財産権」の許諾または譲渡を書面で求めたときは、当該許諾または譲渡の対象および条件についてライセンサーと誠実に協議するものとする。
5. ライセンシーは、「改良技術」の開発をライセンサーとの共同で行うか否かにかかわらず、当該「改良技術」に関し特許出願その他「知的財産権」取得のための手続を行う場合、以下の全ての条件に従うものとする。
 - (a) その取得しようとする「知的財産権」の対象に「許諾技術」を含めてはならないこと。
 - (b) 事前に、(i) ライセンサーに出願書類その他当該手続における提出書類の案を提出し、(ii) 上記 (a) および第〇条（秘密保持）に違反していないことの確認をライセンサーの責任者の署名ある書面で得、かつ、(iii) ライセンサーの要求により上記 (a) および第〇条に従うために必要な当該書類の修正に応じること。但し、ライセンサーは、当該確認を合理的理由なく拒否または遅延させてはならず、また、合理的理由なく当該修正を要求してはならない。

前述 (III-6 (e), (f)) の通り、ライセンシーの開発した改良技術の取扱いについては、旧条例 29 条削除後も契約法 354 条および契約法 329 条・司法解釈 10 条による制限がある。しかし、上記のような規定であればこれら規定に抵触しないと思われる。なお、当該改良技術のライセンサーへの無償の非独占的ライセンスが許されるか否かは不明だがここでは規定しなかった。

4. 権利保証

1. ライセンサーは、ライセンサーが「許諾知的財産権」の適

法な保有者であることまたはその「ライセンス」の権限を有することを、本契約の有効期間中、ライセンシーに保証する。

2. ライセンシーは、(i) 各「許諾地域」における「許諾技術」に係る「知的財産権」が有効で無効理由がないこと、および、(ii) 各「許諾地域」においてライセンシーが本契約に従い「許諾技術」を「実施」することが第三者の権利の侵害とならないことについて、自ら当該「実施」前に調査および確認するものとする。ライセンシーは、当該無効または侵害の可能性があることを発見した場合、直ちに、その旨ライセンサーに書面で通知するとともに当該「許諾技術」の「実施」をやめなければならない。
3. ライセンサーは、本契約締結後、(i) 「許諾技術」に係る「知的財産権」に無効理由がある、(ii) 「許諾技術」を「実施」することが第三者の権利の侵害となる、または、(iii) それらの可能性があると判断した場合、当該「許諾技術」を「ライセンス」の対象から除外または本契約自体を解除できるものとする。
4. ライセンシーは本契約に基づく「許諾技術」の「実施」に、本契約に基づく「ライセンス」の他に他人の許諾が必要な場合、事前に当該許諾を自己の責任と費用で得なければならない。
5. 「許諾技術」の内本契約締結日時点において中国（香港、マカオおよび台湾を除く。以下同じ）においてライセンサーがその発明専利権を保有しているものについて、ライセンシーが中国国内で当該「許諾技術」を「実施」し、これに対し本契約の有効期間中に第三者が自己の「知的財産権」を侵害するとしてライセンシーに当該「許諾技術」の「実施」差止、損害賠償その他の請求（訴訟を含む。以下「侵害請求」という）をした場合、ライセンサーは、ライセンシーが次の全ての事項を履行することを条件として、次項に定める措置をとるものとする。
 - (a) 「侵害請求」を受けた日から 2 週間内にその具体的内容をライセンサーに書面で通知すること。
 - (b) ライセンサーが「侵害請求」に対応するために必要と判断する情報および合理的支援を提供すること。
 - (c) ライセンサーに対し、「侵害請求」に対しライセンサーの判断により反論・防御または和解するための全ての権限を与えること。
6. ライセンサーは、「侵害請求」に関し必要と判断した場合、自己の単独の判断で次のいずれかの措置をとるものとし、ライセンシーはこれを受け入れるものとする。
 - (a) ライセンシーが当該「許諾技術」を本契約に定める条

件に従い継続して「実施」するために必要な権利を確保すること。

- (b) 「侵害請求」で主張されている侵害を回避するため、ライセンシーに対し設計変更その他の措置を求めること
- (c) ライセンサーが上記 (a) または (b) の措置が合理的に見て取り得ないと判断した場合には、当該「許諾技術」を本契約に基づく「ライセンス」の対象から除外または本契約自体を解除し、ライセンシーによる今後の「実施」に対する「ライセンス料」支払を免除すること。

7. ライセンサーは、(i) 「許諾技術」の改変または他のデータ、プログラムもしくは機器との組み合わせ、(ii) その他「許諾技術」自体に起因するものではない「侵害請求」または (iii) その他ライセンサーの責めに帰すことのできない事由に起因する「侵害請求」については何らの責任も負わないものとする。

8. ライセンシーは、中国以外の「許諾地域」においてライセンサーが有する「許諾知的財産権」の有効性その他に関し、本条第2項および次項に定める内容を除き、(i) 無効審判請求、裁判上における無効主張その他の異議申立を行い、または、(ii) 当該有効性に関連して「ライセンス料」の支払を拒否または遅延させてはならない。ライセンサーは、ライセンシーがこれに反した場合、直ちに本契約を解除できるものとする。

9. ライセンシーは、いずれかの「許諾地域」における「許諾技術」に係る「知的財産権」が無効であることが裁判手続または行政手続により最終的に確定した場合またはその存続期間が満了した場合、その後の当該「許諾技術」の「実施」に関し本契約に従い「ライセンス料」を支払う義務を負わない。

10. 本条および次条（技術保証）は、(i) 「許諾技術」の「知的財産権」の有効性および第三者の権利侵害、(ii) 「許諾技術」の完全性、誤りまたは有効性、(iii) その他「許諾技術」に関する全ての事項についてのライセンサーの全ての責任およびライセンシーが受けることができる全ての救済を規定したものとし、ライセンサーはこれ以外の責任（「許諾技術」の除外または本契約の解除によりライセンシーが蒙ることがある損害の賠償責任を含む）を負わない。また、ライセンサーは、ライセンシーが本条、次条または本契約別紙 D に定める義務または条件の履行もしくは遵守をせずまたは遅延させた場合、両条に定める自己の責任を免除されるものとする。

11. ライセンシーは、本条および次条に従いライセンサーが責任を負うべき場合を除き、「許諾製品」に関する全ての事項に関しライセンシー自ら単独で全ての責任、危険、損害、費用その他負担を負うものとする。

前述の通り、条例改正により、旧条例 24 条 3 項の「ライセンシーがライセンス契約に従いライセンス技術を使用し他人の権利を侵害した場合にライセンサーがその責任を負う」旨の規定が削除され、契約法 353 条が適用され、別段の合意があればこの責任を排除できることになった。

しかし、前記 (III-6) で挙げた制約はなお存在する。

この内、条例 24 条 1 項の保証については、ライセンサーである以上かかる保証をすることに特段の問題はないであろう。従って、条項例第 1 項の通り規定した。

条例 24 条 2 項のライセンサーのライセンシーに協力して障害を排除（以下「協力排除」という）する義務に関しては、明文で規定されている以上、これを排除することはできない。しかし、以下のことは許される（またはその可能性がある）と思われるので、条項例第 2 項以下では、これを踏まえて可能な限りライセンサーの責任を限定するよう試みた。

(i) 「協力排除」の具体的内容は示されていないので、当事者間の合意で定めること。

(ii) 中国外における知的財産権のライセンスは、中国国外から中国国内への技術輸入ではなく条例は適用されないとと思われる (III-8 参照) から、「協力排除」の対象を、中国における知的財産権、その中でも先願権利の存否等の実体審査（専利法 22, 39）の上付与される発明専利権に関するものに限定すること（実体審査がない権利については条例 24 条 2 項対象外と解釈される可能性があると思われる）。

(iii) 旧条例 24 条 3 項が削除されたことおよび契約法 353 条但書き（ライセンサーの免責の合意可能）から、「協力排除」義務以外の責任は全て排除すること。

なお、条例の JETRO 和訳では「(ライセンシー) に協力して障害を排除」となっている（他の和訳でも同様）が、WIPO 英訳（両訳とも注 3 参照）では“assist the former (ライセンシー) in removing the impediment”である。WIPO 英訳の方が正しいとすると、ライセンサーの義務はライセンシー自らによる

障害排除を「支援する」義務と解釈され更なる責任限定が可能とも思われる。

契約法 329 条・司法解釈 10 条については「異議申立てに条件を付すこと」も禁止されているので、ライセンサーが異議申立て（例：無効審判請求：専利法 45）した場合にライセンサーがライセンス契約を解除できるとする規定も無効になる可能性がある。しかし、これによるリスクは条項例第 2, 3, 8 項等によりある程度限定できると思われる。

5. 技術保証

1. ライセンサーは、本契約有効期間中、「許諾技術」について、本契約別紙 D に定める条件の範囲内で、同別紙に明示されている内容および技術目標の達成を保証する。
2. 前項の保証は如何なる意味においても「許諾製品」の品質の保証を意味しない。当該品質についてはライセンサーが単独で全ての責任を負うものとする。

前記のとおり、今回削除されなかった条例 25 条によれば、ライセンサーはライセンス「技術が完全で、誤りが無く、有効で、合意した技術目標を達成できる」ことを保証しなければならない。これに関し当事者間で別段の合意をすることができるとの但書きはないから、この保証を排除することはできない。

しかし、例えば、ライセンサーがライセンサーの特許の侵害を回避するためにのみライセンスを受ける場合、ライセンサーによる技術的な保証やサポートは通常不要である。

また、「技術が完全で、誤りが無く、有効で、合意した技術目標を達成できる」とは具体的には如何なることを意味するのか不明である。仮に、ライセンサーがライセンス製品を製造しており、ライセンサーがそれと全く同等品質の製品を製造できることの保証を意味するのであれば、明らかに不合理である。何故ならそれが可能かは、ライセンサーによる原材料の調達能力、製造設備、「実施」方法、従業員の能力等によるからである。従ってライセンス製品の品質を保証するものではないと解釈すべきであろう⁽¹⁸⁾（前の条項例 11 項参照）。

このように、条例 25 条は、場合により不合理でありその意味も不明確である。しかし、逆に言えば、その解釈について特段の制約は示されていないから、条

例の文言に反しない範囲でライセンス契約において前提条件を設ける等してライセンサーにとり受入れ可能な内容にすることは可能と思われる。

そのために、別紙に記載する内容としては、例えば、次のようなことが考えられる。

- (a) ライセンス製品の機能に関する具体的・客観的基準（例：数値）と、当該基準を確実に達成できる具体的前提条件（例：原材料）を記載する。また、当該基準を「合意した技術目標」とすることを明記する。
- (b) ライセンサーに対し、「許諾技術」が技術保証に適合しているか否かを、事前に受入検査をして確認する義務を課す。当該受入検査の条件（検査基準・期間・検査結果通知義務等）を定め、ライセンサーが当該条件に違反した場合には保証の対象外とする。
- (c) ライセンサーに対し、「許諾製品」の試作義務を課し、この試作について上記（b）と同様の規定を置く。
- (d) 上記の受入検査または試作により所定期間内に保証への適合が確認されない場合、ライセンサーは、無条件で、当該「許諾技術」をライセンスの対象から除外またはライセンス契約自体を解除できるものとする。
- (e) 上記の受入検査・試作により保証への適合が確認された場合、ライセンサーはライセンサーに対しその旨書面で通知し、以後これと異なる主張をしてはならないものとする。

上記（b）～（e）については、一般的なビジネス慣行として、ライセンサー候補が技術の事前評価を行ないその価値を確認した場合に初めて正式なライセンス契約を締結することがよくあることから合理性は肯定されると思われる。

6. 仲裁

その存在、有効性または終了に関するあらゆる争点も含め、本契約から生じた、または、本契約に関連する全ての紛争は、その時点で効力を有する The Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre（以下「SIAC 規則」という）に従って、The Singapore International Arbitration Centre（SIAC）により管理される仲裁に付託され、最終的に解決されるものとし、SIAC 規則は本条で言及することにより、本契

約に組み込まれたものとみなす。仲裁地はシンガポールとする。仲裁廷は3名の仲裁人で構成される。仲裁の言語は英語とする。

上記は国際的評価が高く日中当事者間の仲裁実績も多いシンガポールのSIACのモデル仲裁条項⁽¹⁹⁾(原文は英語)を和訳したものである(シンガポールとした理由はIII-5を参照)。仲裁地(通常シンガポール)、仲裁人の人数(1名または3名)、仲裁の言語(仲裁手続において用いられる言語で証拠書類等も仲裁の言語に翻訳要)(上記では日中いずれでもない英語を選択)は当事者の合意で選択できる。

V. 最後に

以上の通り、日本企業が中国企業に対し技術ライセンスを行う場合、条例改正によってもなおライセンサーである日本企業にとり不利な制約はあるが、以上のような対応策も考えられる。

当該ライセンス契約に関しては、本稿で取り上げた条項例以外にも重要な条項がある。例えば、技術指導(契約法347)、ライセンス料の計算・報告・支払いおよびその適切な支払を確認・担保するための監査、ライセンス契約の登録(ライセンサーがその責任と費用負担で行うべきことを明記)、ノウハウその他情報の秘密保持等に関する条項であるが、紙幅の制約もあるから本稿では取り上げなかった。しかし、これらは国際的ライセンス契約一般に共通する問題であり解説書も多いからそれらを参照されたい⁽²⁰⁾。

本稿は、筆者の一つの検討結果に過ぎず、条項例もその全部が有効とは限らない(但しある規定が無効となっても他の規定の有効性に影響しない:中国民法総則156。この旨契約上も明記すべき)が、多少なりとも中国企業に対するライセンス契約の作成の参考になれば幸いである。

(注)

(1)元会員(現在非登録)

(2)参考資料:[書籍]または[雑誌]との表示がない限りインターネット上で検索・閲覧可能(資料名で日米のGoogleポータルから検索可能なものはURL省略)。主な参考資料:
 (1)[書籍]遠藤誠「中国企業との技術ライセンス契約に関する法的リスクとその対策」2017.7,日本機械輸出組合(「遠藤」),
 (2)JETRO「特許庁委託事業 中国ライセンスマニュアル」2018年12月(「マニュアル」),
 (3)新井敏之,

- 李可斐「米中貿易摩擦と中国技術輸出入管理条例の改正—その内容と実務上の留意点」2019年4月23日(「新井」)。
 (3)(和訳)JETRO「中華人民共和国技術輸出入管理条例(2001年12月10日公布)」(英訳)WIPO“Regulations on Technology Import and Export Administration of the People’s Republic of China”
 (4)(JETRO和訳)「中華人民共和国契約法(抄録)1999年3月15日公布」(WIPO英訳)“Contract Law of The People’s Republic of China”
 (5)JETRO「中国技術輸出入管理条例に関する技術供与者のリスク低減のための契約条項案と契約スキームの検討」2015年2月,[雑誌]「中国企業への技術ライセンスにおける保証責任のリスク低減—ビジネス環境に応じた最適スキームの考察—」知財管理 Vol. 65 No. 12 2015 p 1718-1722
 (6)遠藤 p 36
 (7)(JETRO和訳)本文であげたものと同名の訳。(立群専利代理事務所(上海市)英訳)“Interpretation of the Supreme People’s Court concerning Some Issues on Application of Law for the Trial of Cases on Disputes over Technology Contracts”
 (8)(和訳)公正取引委員会「中華人民共和国独占禁止法」仮訳
 (9)(JETRO和訳)本文であげたものと同名の訳
 (10)遠藤 p. 13, 14, 88, 89. マニュアル p. 103~
 (11)遠藤 p. 89, JETRO p. 105, 高の原法律事務所「契約書で使用する言語について」
 (12)高の原法律事務所『「準拠法」,「紛争解決方法」についての合意』,中川 裕茂「中国企業との契約における準拠法と紛争解決条項のポイント」2017年07月05日, Business Lawyers
 (13)Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards (New York, 1958)。日本語名称は「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(昭和36年条約第10号)。
 (14)新井
 (15)(和訳)公正取引委員会「中華人民共和国独占禁止法」,(和訳)JETRO「工商行政管理機関の知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」(参考資料)遠藤 p 15~28, 新井
 (16)[書籍]D. Patrick O’Reilly 他“Drafting Patent License Agreements, Eighth Edition” November 2015, Bloomberg BNA p 28
 (17)于春生「中国におけるライセンス」パテント, 2008年, Vol. 61 No. 6 p 84 (「于」)
 (18)于 p 81, 清水亘・李芸「中国企業との共同開発について(2)」Oslaw News Letter vol. 32 p 4
 (19)SIAC MODEL CLAUSE
 (20)(例)[書籍]『グローバルビジネスロー基礎研修2 知的財産編』第1編第二章(執筆担当:浅井敏雄),レクシスネクシス・ジャパン,2016年10月

(原稿受領 2020.4.22)